

合併協定進行管理(税務課)

合併協定項目進行管理個表

合併協定項目		第6回協議会確認		記 事						
18	国民健康保険事業の取扱い	2	(整理番号)							
協定内容										
(2)国民健康保険税の基礎課税額については、平成19年度までに不均一課税とし、平成20年度から税率を統一する。また、介護納付金課税額については、平成18年度から税率を統一する。										
調整時期										
合併前	合併時	選挙議会	H18当初 編成時	H18.4	H19.4	H20.6	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4 以降
						完了				
調整担当										
部名	総務部	課名	税務課							
例規調整状況										
例規調整完了										
廃止				-						
例規調整中				-						
				完了予定年月日 : 平成 年 月 日						
協定項目調整経過と内容及び問題点										
【調整経過】										
国民健康保険税の基礎課税額については、国保財政の健全化を図る観点から、平成18年度に税率を改正し、象潟を仁賀保の例により統一、金浦の税率も改正したが統一には至らず、平成19年度までは不均一課税としている。また、介護納付金課税額については、平成18年度賦課から象潟町の例により税率を統一した。										
【内容】										
【問題点】										
協定項目の実施状況及び調整による合併効果										
【実施状況】										
基礎課税額については、平成20年度賦課から仁賀保町・象潟町と金浦町との不均一課税は統一する。 (にかほ市国民健康保険税条例第3条、第4条、第5条、第5条の2、附則第1条第17項) また、介護納付金課税額については、平成18年度賦課から象潟町の例により税率を統一した。 (にかほ市国民健康保険税条例第6条、第7条)										
【合併効果】										